



# 令和6年度 高松市会計年度任用職員登録者募集案内

## 一般事務補助員（保育事務担当）

高松市では、市立の各保育所・こども園・幼稚園で一時的な業務繁忙や欠員が生じた場合に勤務していただく会計年度任用職員（アルバイト）の登録者を募集しています。アルバイトを希望する方に、本市に登録していただき、業務が発生した場合に、登録者の中から条件に合う方を選考し、任用する制度です。

### 1 募集の内容

人数	若干名
職務内容	<p><b>①【一般事務補助員（保育事務担当）】</b> ①については、現在募集はありません。</p> <p><b>②【スポット支援員】</b> 乳幼児の教育・保育の教材準備補助、環境整備の補助、安全な保育体制の強の補助等</p> <p><b>③【園外活動補助員】</b> 乳幼児の園外活動時の安全確保や安全指導の補助</p>
応募資格	特別な資格は必要ありませんが、従事内容によってはパソコン操作ができる方を優先します。
採用日	随時
勤務時間	<p>月曜日～金曜日 1週間あたり20時間未満、1か月あたり84時間以内 ※1日の勤務時間が6時間を超える場合、休憩は1時間とします。 ※②については土曜日の勤務がある場合があります。</p> <p>② 月曜日～土曜日 1日1.5時間～4時間程度 午前7時30分～午後7時00分までの間において、各施設から要請のある日時に割り振る。</p> <p>③ 月曜日～金曜日 1日1時間～2時間程度 午前8時30分～午後5時00分までの間において、各施設から要請のある日時に割り振る。</p>
休日	<p>②日曜日、国民の祝日及び年末年始</p> <p>③原則土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始</p>
給与等	<p>・時給1,055円（地域手当相当分含む。） ※別途、本市規程に基づき交通費相当額が支給される場合があります。</p>
社会保険等	加入はありません。
災害補償	労災保険が適用されます。
勤務場所	高松市立保育所、こども園、幼稚園のいずれか
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。※年次有給休暇等

■ 次の各号のいずれかに該当する人は申込みできません。（地方公務員法第16条（欠格条項））

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■ 外国籍の人も申込みことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

## 2 申込手続

登録	勤務を希望する高松市立保育所・こども園・幼稚園に、別添の高松市会計年度任用職員登録申込書を直接、御持参ください。 ・ [2]【スポット支援員】登録申込書 ・ 応募原稿用紙 ・ [3]【園外活動補助員】登録申込書 （ [2]・ [3]の登録申込書は、希望の職種にチェックをして使用してください） （郵送等による受付はしていません。月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時までの間で、随時受け付けています。） <u>登録することが任用決定ではありませんので、あらかじめ御了承ください。</u> 登録申込書は、任用目的のため、市内の保育所・こども園・幼稚園で使用することがあります。（任用以外の目的では使用しません。）
仕事の御案内	本市でアルバイトを必要とする場合、原則、勤務していただく月の前月の中旬～下旬頃に、登録者の中から選考の上、本市の各施設から連絡します。
承諾・内定	内容を検討していただき、都合がよろしければ御承諾ください。採用内定とします。
採用	任用開始当日に指定の勤務場所に出勤してください。採用の手続きを行い、任用します。また、任用期間の途中で、期間延長をお願いする場合があります。
任用終了後	任用期間終了後は、アルバイトを必要とする業務が生じた場合に、改めて御連絡させていただきます。 ※仕事の御案内は、アルバイトの必要の有無、登録された方の働き方の希望や業務への適性等を選考した上で行いますので、必ず御案内させていただくというわけではありませんので、御了承ください。
問い合わせ	勤務を希望する市立保育所・こども園・幼稚園 又は、高松市役所（6 階） 健康福祉局 こども保育教育課 Tel (087)839-2368 〒761-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号

## 3 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時（継続任用時を含む。）は全て条件付きのものとし、採用後 1 か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。ただし、営利企業への従事（兼業）等の制限については、適用除外となります。
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

## 4 登録申込書等記入要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。
- ・応募原稿用紙は 400 字以内、手書きで記入してください。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードできます。

<アドレス> <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>